



Title	地域日本語教育の学際的再検討：人権・政策・ボランティア研究を横断する視座から
Author(s)	瀬井，陽子
Citation	大阪大学国際機構研究論集. 2026, 30, p. 19-27
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/104085
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

地域日本語教育の学際的再検討

— 人権・政策・ボランティア研究を横断する視座から —

瀬井 陽子*

要 旨

本稿は、地域日本語教育を人権問題およびボランティア研究と接続し、学際的に再検討することを目的とする。これまで地域日本語教育は、日本語教育研究の文脈で扱われることが多く、教室運営や学習支援の内容など、言語習得の観点からの議論が中心であった。しかし、地域日本語教育は教育機関での日本語教育とは異なり、市民によるボランティア活動に大きく依拠してきた点に特徴がある。本稿では、まず地域日本語教育の形成過程を整理し、政策の変遷と在住外国人の増加により、地域における日本語学習支援がボランティア依存の活動となっていた経緯を概観する。次に、多文化共生という用語が多義化していき、「共生」が本来前提としていた人権に関わる理念が脱落してしまった現象について述べる。そのうえで、ボランティア研究で蓄積されてきた知見と地域日本語教育の共通点を挙げる。まとめとして、今後の地域日本語教育のボランティアの位置づけを共生社会の実現に向けた相互学習を担う役割として再定義する。

【キーワード】 地域日本語、ボランティア、相互学習、共生社会

1 はじめに

2019年、「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、地域における公的な日本語教育は共生社会の実現に寄与するものであることが明確化された（神吉 2020）。これまで在住外国人を対象とした公的な日本語教育制度は整備されておらず、その必要性が長らく指摘されてきた（野元 1995、山田 2002、富谷 2010）。1980年代以降、在住外国人の増加に伴い、各地で草の根活動として地域日本語教室が開設されるようになり、多くの市民ボランティアが教室活動を支え続けている。2024年の報告書でも、地域日本語教室で、在住外国人の日本語学習支援に携わっている人の約90%はボランティアである（文部科学省 2024）。

法律施行後、政策面では日本語教室の空白地域や支援人材不足に対する対策が進み、「日本語教師とボ

ランティアの両輪で進める地域日本語教育」が具体化した（新矢 2023）。それにより、従来はボランティアが担ってきた言語習得支援を含む幅広い役割が再編され、公的日本語教育の整備と市民活動としてのボランティアの役割の二本柱による新たな体制が進められようとしている。

本稿では、まず日本語教育分野でこれまで議論されてきた地域日本語教室のボランティア研究を整理する。次に、「多文化共生」という概念が全国に広まり強調される一方、そこで具体化された共生社会のあり方に「人権」や「差別」といった観点が取りこぼされてきた背景を分析する。そのうえで、地域日本語教育の実践の大部分をボランティアが担ってきたにもかかわらず、地域日本語教育研究では、教室運営や活動内容といった言語習得の側面に焦点が当てられ、これまでボランティア研究の視点が取り入れられてこなかったことを指摘し、ボランティア活

* 大阪大学国際機構 特任助教（常勤）

動について議論する。最後にこれらの文献調査の結果を統合する形で、今後の地域日本語教室におけるボランティアの位置づけを再定義する。

2 日本語教育分野におけるボランティア研究

2-1 地域日本語教室の概要

地域日本語教育は、1980年代後半以降、眼前の困っている外国人に手を差し伸べるといった地域住民による活動を中心に広まった（日本語教育学会 2008）。そのため、統一された定義がなく、「地域日本語学習支援」「地域日本語ボランティア活動」「地域日本語活動」など様々な呼称が用いられてきた（池上 2007、西口 2008、御館 2019）。本稿では、文化庁（2007）が示した、生活者としての外国人に対する日本語学習支援を含む活動全般を指す「地域日本語教育」を用い、それが行われる教室を「地域日本語教室」とする。

1970年代に中国帰国者、インドシナ定住難民などの受け入れが行われるまで、国内の日本語教育が主に対象としていたのは、日本に住む留学生やビジネスパーソンなどで、目的達成のために日本語学び、その後は帰国する限られた外国人のグループであった（榎井 2021）。1980年代には、留学生10万人計画、国際結婚の増加、外国人雇用の拡大、技能実習生の受け入れなどがあり、1989年に出入国管理法が改訂されると日系南米出身者が急増する（山脇 2002）。

このような在住外国人の増加と多様化に対応するため、地域住民によるボランティアグループが作られるようになる。日本語を教える取り組みが先駆的に行われた東京都足立区では、1984年に日本語ボランティアのための養成講座（90時間の文法講座）が開かれ、1994年に文化庁¹⁾によって地域に重点を置いた日本語教育支援策が行われると、様々な地域で日本語指導者育成のための講習会や異文化理解講座の開催、地域に応じた教材の開発・制作等の事業が実施されるようになっていった（野山ほか 2009）。

2006年には総務省が「多文化共生の推進に関する研究会報告書」を公表し、翌2007年には文化庁が「生活者としての外国人に対する日本語教育事業」を開始した。

このような国の動きのもと、日本語教育学会（2008）は、文化庁の委託を受け、地域日本語教育に関する大規模調査を行い、多文化共生社会形成に向

けた地域日本語教育システムの枠組みを提示した。2009年には、地域日本語教室の主な担い手であるボランティアを対象とした「日本語ボランティア養成・研修講座に盛り込む学習内容と学習活動」がまとめられた（日本語教育学会 2009）。地域日本語教育システムの枠組みには、留学生を対象とした従来型の日本語教育ではなく、「生活者」の目線に立った言語生活や言語能力についての記述がなされ、地域の日本語教育に携わる専門家やコーディネーターの必要性も述べられた。

以上のことから、1980年代に各地域で始まった地域日本語教室は、長い年月を経て2009年に全国的な整備への一歩を踏み出したと言える。

2-2 ボランティア養成

地域日本語教室の特徴として、日本語教育の専門家ではない市民の活動として展開していった点が挙げられる（富谷 2010）。教室では、学習者の日本語習得支援が行われるため、多くのボランティアの関心は主に教え方や教授法に向けられる傾向があり、ボランティアを対象とした養成講座では、日本語の教え方がよく扱われた（日本語教育学会 2008）。

しかし、西口（1999）は、学習者の個別ニーズ調査や教材作成をボランティアに期待することの不適切さを指摘し、教えることへのこだわりが強まる危険性を述べるとともに、相互学習の重要性を強調した。

また、ボランティア養成講座の内容は十分に検討されたものとは言えず、専門家養成を模した内容や、実践に結びつかない教養講座に偏るなどの課題が指摘されてきた（深澤ほか 2006）。そのため、地域の実態に即した「地域型」の活動方法の検討が進められた。

尾崎（2004）は、大学や日本語学校で行われてきた「学校型」の文型積み上げ式教授法を地域日本語教室に持ち込む問題を指摘し、地域に適した「地域型」日本語教育のあり方を提案した。さらに、学習者とボランティアが学び合う「相互学習」と、社会参加を保障するための日本語習得を支える「補償教育」を区別して考える必要性（山田 2002）、ボランティアと学習者の間に生じる「教える—教えられる」関係の権力構造（許 2011）、学習者の社会的背景への理解の重要性（青木 2011）なども指摘され、ボランティア養成が多方向から検討されるようにな

った。

2008年の日本語教育学会による大規模調査報告以降、5年間でボランティア養成講座がどのように変化したかを調査した俵山ほか（2017）では、相互学習を志向する内容が新たに取り入れられていることを明らかにしており、ボランティア養成に変化が起きていることがわかる。しかし、2008年度も2013年度もボランティア養成で一番多く扱われていた内容が「教授法」であることも俵山ほか（2017）の調査で示されていた。

これら一連の研究から、ボランティアが日本語の習得に関わる専門性を含む多重の役割を担ってきたこと、教室での活動が多方向から検討されつつも、日本語を教えるという側面により強く焦点が当てられてきたことがわかる。

2-3 ボランティア依存の問題

日本国内で日本語教育に携わる人のうち、ボランティアは全体の50%以上を占め、その活動場所の90%以上は国際交流協会、任意団体・法人、地方公共団体である（文部科学省 2024）。これは、大学や日本語学校では有償の教師が中心である一方、地域日本語教室では無償のボランティアに大きく依存している現状を示している。

この構造的な依存状況の中で、高齢化や後継者不足、学習者の多様なニーズに対応しきれないこと、初期日本語教育の負担が大きいことなど、様々な課題が指摘されている（文化庁 2022）。

山田（2002, 2018）は、在住外国人への日本語教育が本来、公的制度として保障されるべき言語保障であるにもかかわらず、日本では制度が整備されてこなかったと指摘し、池上（2007）は、外国人住民が生活を維持し発展させるための支援を、地域住民がボランティアとして補完せざるを得ない状況が続いていることを問題視した。徳田（2023）は、国の政策の不備を現場が「穴埋め」しながら対応していると述べ、各地域の実態を明らかにしている。

海外では、ドイツやオランダをはじめ、公的な言語教育プログラムが整備されており、日本でも体制整備が急務であると金田（2012）は述べている。

野元（1995）では、市民ボランティアが日本語学習支援の担い手となっていることに対し、「生命を守り、生活を切り拓く学習機会」という本質的な位置づけ、つまり人権問題から離れつつある状況に警鐘

を鳴らしている。人権問題と地域日本語教育の接点については、次で説明する。

3 人権問題と地域日本語教育

3-1 人権問題との接点

現在の地域日本語教室は、識字運動、夜間中学、中国帰国者支援、国際交流協会による事業、多文化共生政策など複数の系譜を有している。それぞれの対象者や運営理念は異なり、多様な背景が重なり合うことで現在の姿が形成されてきた。

森（1999）は、戦後から続く学びの場に新たな在住外国人が加わるようになった要因として、次の5点を挙げている。(1) 1990年の「国際識字年」を機に、部落識字運動・夜間中学・日本語教育関係者の連携が進んだこと、(2) 中国帰国者や新たな在住外国人が増加し、識字学級や夜間中学への参加が広がったこと、(3) 阪神・淡路大震災後のボランティア活動の広がりが識字運動を後押ししたこと、(4) 1997年度以降の行政予算によって識字・日本語教育事業が社会教育全体と接続したこと、(5) 夜間中学を日本語教室化しないという大阪の政策転換により、市民団体との協働のもと公民館等で新たな学習機会を求める動きが進んだこと、である。

1980年代末から1990年代にかけては、各地で国際交流協会・国際交流センターが設立され、自治体単位で外国人支援が進展し、日本語教室の事業が展開されるようになった。その背景には、国が自治体に対して積極的な「国際化」への対応を促し、地域の活性化と国際社会への貢献を目指すために策定した「国際交流推進大綱」「国際協力推進大綱」、ニューカマー増加に対応した「外国人集住都市会議」、さらに2006年総務省の「地域における多文化共生推進プラン（以下：推進プラン）」などの政策的流れがある（榎井 2018）。これらの施策の中で地域日本語教室が自治体の事業としても行われるようになった。

このように1960年代以降、同和教育、生涯教育、国際教育など異なる理念が交差しながら地域日本語教室が形成されてきた。人権問題と深く結びついた系譜を持つ一方、その理念が部分的に抜け落ちる現象が起きていく。次節ではその背景を検討する。

3-2 こぼれ落ちる人権への認識

外国人支援が自治体の国際交流事業として位置づ

けられると、行政の担当部署や支援者の層が変化し、地域日本語教室が本来有していた「社会教育としての入権課題」という視点が希薄化する現象が生じる。

田中（2008）は、大阪市で2007年に同和対策事業が識字推進事業に統合され、入権問題が生涯学習の枠組へと転換したことで、それまで重視されていた差別問題への認識が脱落したと指摘する。従来、識字学級は同和地区住民を対象に学校教員が支援し、入権学習が体系的に行われていた。しかし、事業見直し後は対象範囲が「様々な理由によって非識字状況にある人々」、すなわち外国人在住者へと広がり、支援者も市民ボランティアへと交代した。その結果、差別構造を踏まえた学習支援が十分に継承されない状況が生まれた。

さらに坂口（2022）は、大阪における公的日本語教室に限っても、（1）社会教育施設の識字・日本語教室、（2）文化庁事業の流れを汲む地域識字・日本語交流教室、（3）同和対策事業の系譜を引く識字学級、（4）その他生涯学習関連施設での教室、の複数が並存し、それぞれが異なる理念を持つことを指摘する。また、公的機関以外にも市民団体・財団法人・コミュニティセンター等が開設する教室が多数あり、学習内容や目的は多様化している。そのため、学習者自身が教室間の理念や目的の違いを把握できないという問題も生じているとしている。

3-3 多文化共生の展開

在住外国人の増加により「多文化共生」という言葉が使われるようになったのは1990年代前半であるが総務省による2006年の推進プランによって「多文化共生」の名を冠した政策や計画が全国各地で策定されるようになると、その用語は各地域で多義性を帯びていく（佐竹 2011）。

佐竹は、「多文化共生」の定義について、自治体の条例や指針では、静岡は「安心・快適」、宮城は「地域社会」、川崎は「入権」が明記され、各地域の方針が反映されているとし、全国的には総務省（2006）でも記された定義「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」が広く用いられているとした。

推進プランでは、総務省が地域国際化の柱としていた国際交流と国際協力に加え、在住外国人にかかわる取り組みを多文化共生と呼び、第3の柱に位置

づけ、労働力確保や治安維持の観点からではない「生活者としての外国人」を打ち出したことが大きな転換であった（山脇 2009）。

しかし、推進プランでは、まず新たに渡日した外国人の日本語コミュニケーションの確保が重視されたため、高谷（2022）は、「共生」という語が本来、在日コリアンの運動の中で「反差別」「入権」を基盤理念として用いられ、それが前提として使われていたにもかかわらず、全国展開の過程でその理念が削ぎ落され、外国人政策とほぼ同義の語として扱われるようになったと指摘する。榎井（2022）では、国政レベルの議論で、先住民族や旧植民地出身者が意図的に含まれてこなかった経緯を批判している。

富谷（2010）は、新たに渡日した外国人の日本語コミュニケーションの確保という点でも、地域日本語教室の開催では、ボランティア活動に参加できる主婦層によって平日昼間に開かれる教室と、就労のためにその時間帯には参加できないという不一致があることを指摘した。また、それにより日本語能力を向上させる機会がなく、学習者が職業上のステップアップを望めないという二重に理不尽な構造になっていることも述べている。ここで富谷は、構造的な問題のひとつに、ボランティアが基本的に「善意による行為」で「自由」な活動である特徴にも言及している。

以上のように、地域日本語教室は入権問題と密接に関連してきたにもかかわらず、政策の変遷や行政体系の変化の中で、その理念が部分的に脱落してきた。一方で、地域日本語教育の実践の大部分を支えてきたボランティアについては、ボランティア依存が問題視されてきたものの、ボランティア研究との接続は十分に行われてこなかった。富谷（2010）が指摘する「善意」で「自由」に行われている活動の性質上の問題については、扱われてこなかったのである。そこで、次章では、ボランティア研究の知見から地域日本語教室の現状を再考する。

4 ボランティア研究からの示唆

4-1 ボランティアのパラドックス

ボランティアとみなされる活動には、「自発性」「非営利性／無償性」「公共性／公益性」が備わっていることが条件とされる（入江 2013、内海ほか 2014、猪瀬 2020）。さらに田尾（2001）は、ボランティア活

動が主体的・自主的である一方、無責任な行動を防ぐための仕組みが必要であり、そのバランスを取るための運営上の工夫が欠かせないと述べている。

そもそもボランティアは「自発的」で「善き」活動なのかという問いについて、仁平（2011）は、ボランティア活動をマクロな社会レベルから観察し、本人たちの善意や思いとは裏腹に、国家の政策や資本に動員されていると診断を下す枠組である「動員モデル」を用いて多角的に考察している。

動員モデルによれば、ボランティアは社会保障政策の補完として従属的に位置づけられ、人権擁護の視点が薄れ、結果として社会保障の縮減と親和的になってしまう危険性がある。これは、善意に基づく活動が、構造的には逆機能を生み出すことを示しており、仁平はこの状態を「地獄への道は善意で敷き詰められている（p.9）」と表現している。

この動員モデルを克服しようとする、利他性を極端に高めることで「純粹贈与」を志向する方向へ向かう。しかし、純粹な利他性を目指せば目指すほど、動機の「不純さ」が再び発見され、「贈与のパラドックス」に陥るのである。これを回避するためのさらなる利他性が求められ、パラドックス化と脱パラドックス化が循環する。この構造は、最終的には「ボランティア」という語そのものを問い直すところまで行きつくのである（p.237）。

こうした循環に対し、仁平は「共に学び合う関係」を基盤とする社会教育（生涯教育）型のボランティアが、贈与のパラドックスを相対的に回避できる可能性を指摘する。その例として引用される寺田勝子（杉並区消費者の会）の言葉は、ボランティアを「他者への奉仕」ではなく、自らが生きる社会をより良くするための学びと実践として捉えるものであり、利他／利己のパラドックスを超える視点を示している。

仁平が指摘する、(1) 社会保障政策に従属する構造、(2) 人権擁護の視点の喪失、という問題は、地域日本語教室が直面しているボランティア依存の構造と類似する。また、贈与のパラドックスを回避する方法として示される「相互学習」は、日本語教育分野においても早い段階から提案されてきた概念である。これを踏まえ、本稿では次節で、地域日本語教室の文脈により適したボランティア研究に焦点を当てる。

4-2 ボランティアの特徴と参加動機

ボランティアに参加する人々には、どのような特徴や動機があるのだろうか。鈴木（1987）は、学歴・収入・社会階層の指標において高い層と低い層に二分される「階層的二相性（Kパターン）」が見られると指摘した。これに対し、三谷（2016）は、多変量解析を行い、日本では収入や職業による制約は限定的であることを示した。ボランティア参加者は、社会経済的資源を多く持つ層に多いという「資源理論」は多くの研究で支持されてきたが、三谷論文では、その議論の再検討がなされた（西浦 2018）。また猿渡（2017）は、経済的資源よりも文化的資源が参加を強く促すことを示している。

これらの研究を総合すると、現代の日本におけるボランティア参加者は、社会経済的資源に限らず、高い教育水準や文化的資源を持つ層が中心であることがわかる。

ボランティア参加の動機について、Claryら（1996）は「VFIモデル」を提示し、動機を6つに分類している。田尾（2001）は、これら6つの分類を以下に示したうえで、ボランティアへの参加には、投資型と消費型があるとした。

1. 価値（values）：利他的信念、自己犠牲
2. 理解（understanding）：社会経験の獲得、学習
3. 社会（social）：他者と関わる機会
4. キャリア（career）：技能獲得、職業的経験
5. 防衛（protective）：罪悪感の軽減、自己問題の回避
6. 強化（enhancement）：自己肯定感を高める利己的動機

桜井（2002）では、投資型は経験やスキル獲得を期待し、特に若年層に多く、一方で、消費型は活動そのものに価値を見だし、より高齢層に多いとされる。

このモデルは、日本語ボランティア養成にも応用可能である。野山ほか（2009）は、地域日本語教室の機能を「居場所」「交流」「地域参加」「国際理解」「日本語学習」の五つに分類している。「はじめに」で述べたように、法律の施行によって、公的な日本語が、日本語教育を専門とする日本語教師によって行われることが明確化したのであれば、ボランティアは「日本語学習」支援以外の部分で、ボランティアが持つ多様な能力を活かし、学習者と関わる方法に舵を切ることが可能になると言える。

さらにボランティアを通じた学習も取り入れることができるだろう。長沼（1998）は、ボランティアを通じた学習を次の三つに分類している。

- 1) 活動のための学習（Learning for Volunteer activity）
- 2) 活動についての学習（Learning to Volunteer activity）
- 3) 活動による学習（Learning by Volunteer activity）

現在の地域日本語学習支援活動では、主に「活動のための」あるいは「活動についての」学習が中心であるが、今後はボランティアが活動を通して何を学ぶのかという「活動による学習」を視野に入れた養成・運営の設計が可能となると考えられる。

5 まとめ

本稿は、地域日本語教育を日本語教育研究の枠組にとどめず、人権問題とボランティア研究を接続する視点から再検討した。まず、地域日本語教室が、30年以上もボランティアの活動に依存してきた問題、ボランティアが日本語の習得に関わる専門性を含む多重の役割を担ってきたことを概観した。日本語を教えることを強く志向していたボランティアに対して、相互学習の重要性が述べられていたことは既に述べたが、法律が整備される前の従来の仕組みの中では、日本語学習支援者としての役割が期待されていたことが大きい。構造的な問題が整備されたことで、本質的な意味で「相互学習」が実現可能になったと言える。

次に、地域日本語教室が多様な系譜を背景に形成され、当初は識字教育や人権教育の理念と結びつきながら発展してきたにもかかわらず、政策的転換の過程で「差別」や「人権」といった基盤が徐々に脱落してきたことを述べた。また、ボランティア活動が持つ性質上の問題について十分に検討されてこなかった点を整理した。ボランティア研究からは、ボランティア依存の構造的な問題、人権擁護の観点の喪失、そして贈与のパラドックスといった概念が、地域日本語教室の現状と重なることを指摘した。特に、参加者の特徴や動機に関する研究は、地域日本語教室におけるボランティアの多様な関わり方を設計するうえで重要な示唆を与えるものであった。

以上を踏まえると、地域日本語教育におけるボランティアの位置づけは、単に「日本語を教える人材」

ではなく、相互学習や地域参加を支える多様な役割として再定義される必要がある。繰り返しになるが、法律が施行されたことにより、日本語教師とボランティアの両輪で進める地域日本語教育が新たに整備されている。これによって、従来地域日本語教室のボランティアに求められていた日本語習得の支援者という役割から離れ、利他／利己のパラドックスも超えた、「自らが生きる社会をより良くするための学びと実践」を行う役割に舵を切ることができると言える。

3-3で、多文化共生の方針は地域によって異なることを述べた。山脇（2009）は、自治体の外国人住民施策の歴史には大きく2つの流れがあるとし、在日コリアン集住地域のある川崎市や大阪市などは人権施策の一環として行い、日系ブラジル人労働者が急増した浜松市や豊田市など東海地方の自治体は、国際化施策の一環として行ってきたとしている。このことから、地域によって、住民構成には歴史的経緯があり、それによって施策も方針も異なることがわかる。今後、共生社会を目指した活動を行うとすれば、自分達が住む地域がどのように形成され、目の前にいる学習者がその中でどのように生きているのかを共に考えることが可能であろう。お互いの言語や文化・習慣について学び合う「相互学習」から一歩踏み込むことで、共に暮らす社会について互いに意見を出し合う場が構築できるのではないだろうか。高齢層のボランティアが多く参加する場であれば、ボランティアの知識や文化的資源を活用する方法も検討できるだろう。

今後は、公的日本語教育の整備と並行して、ボランティアが学びながら活動できる環境や、人権を基盤に据えた支援の枠組みを構築することが求められるだろう。

注

- 1) 国内の日本語教育の所轄は文化庁であったが、2024年4月以降は文部科学省が担当となっている

参考文献

- 青木直子（2011）「学習者オートノミーが第二言語ユーザーを裏切る時」青木直子、中田賀之（編）『学習者オートノミー』pp.241-263、ひつじ書房
- 池上摩希子（2007）「『地域日本語教育』という課題——理念から内容と方法へ向けて——」『早稲田大学日本語教育研究センター紀要』20、pp.105-117

- 猪瀬浩平 (2020)『ボランティアってなんだっけ?』岩波ブックレット No. 1018
- 入江幸男 (2013)「ボランティアの思想」内海成治, 入江幸男, 水野義之編『ボランティア学を学ぶ人のために』世界思想社
- 内海成治, 中村安秀 (編) (2014)『新ボランティア学のすすめ』昭和堂
- 御館久里恵 (2019)「地域日本語教育に関わる人材の育成」『日本語教育』172号, pp.3-17
- 榎井緑 (2018)「地域の国際交流協会による外国人支援」移民政策学会設立10周年記念論集刊行委員会 (編)『移民政策のフロンティア 日本の歩みと課題を問い直す』明石書店, pp.222-227
- 榎井緑 (2021)「特集 識字運動をめぐる「人権」対「新自由主義」同化主義を乗り越える地域日本語活動」部落解放研究, No.215, pp.107-129
- 榎井緑 (2022)「大阪の多文化共生教育——公立学校の外国人教育研究組織に着目して」高谷幸 (編著)『多文化共生の実験室 大阪から考える』青弓社, pp.36-62
- 尾崎明人 (2004)「地域型日本語教育の方法論試案」小山悟, 大友可能子, 野原美和子 (編)『言語と教育——日本語を対象として』pp.295-310, くろしお出版
- 金田智子 (2012)「特集 海外における在住外国人の言語学習制度」『自治体国際化フォーラム』pp.2-5
- 神吉宇一 (2020)「国内における地域日本語教育の制度設計——日本語教育の推進に関する法律の成立を踏まえた課題——」『異文化間教育』52号, pp.1-17
- 許之威 (2011)「なぜ、日本語を「教え」てはいけないのか: 地域日本語活動における「教える——教えられる」関係に対する批判の再考」『人間・環境学』第20巻, pp.57-65
- 佐竹眞明 (2011) 編著『在日外国人と多文化共生——地域コミュニティの視点から』明石書店
- 坂口緑 (2022)「生涯学習・社会教育事業と多文化共生施策が交差する時: 大阪府大阪市の場合」『明治学院大学社会学部附属研究所年報』52号, pp.3-15
- 桜井政成 (2002)「複数動機アプローチによるボランティア参加動機構造の分析: 京都市域のボランティアを対象とした調査より」Nonprofit Review, 2巻2号, pp.111-122
- 猿渡社 (2017)「ボランティア参加の階層的基盤: 文化的豊かさに注目して」ソシオロジ62(1), pp.41-59
- 新矢麻紀子 (2023)「外国人住民に対する日本語教育——地方部の課題に着目して——」徳田剛, 二階堂裕子, 魁生由美子 (編)『地方発多文化共生のしくみづくり』晃洋書房, pp.26-41
- 鈴木広 (1987)「ヴォランティア的行為における“K”パターンについて: 福祉社会学的例解の素描」『哲学年報』No. 46, pp.13-32
- 総務省 (2006)『多文化共生の推進に関する研究会報告書——地域における多文化共生の推進に向けて』http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/02gyosei05_03000060.html (2026年1月18日閲覧)
- 田尾雅夫 (2001)『ボランティアを支える思想 超高齢社会とボランティアリズム』アルヒーフ
- 高谷幸 (2022)「まえがき」高谷幸 (編著)『多文化共生の実験室 大阪から考える』青弓社, pp.13-33
- 田中聡 (2008)「地域社会の生涯学習の基礎としての『識字』のあり方を考える」大阪市立大学『人権問題研究』第8号, pp.5-40
- 俵山雄司, 渡部真由美, 田中真寿美 (2017)「地域日本語教育における日本語ボランティアの養成・研修講座の内容の変遷——文化庁事業の平成20年度と平成25年度の取組の比較を通して——」名古屋大学日本語・日本文化論集24巻, pp.45-59
- 富谷玲子 (2010)「地域日本語教育批判——ニューカマーの社会参加と言語保障のために——」『神奈川大学言語研究』32号, pp.59-78
- 徳田剛 (2023)「日本の「移民政策」の特徴——「現場任せ」がもたらす地域格差」徳田剛, 二階堂裕子, 魁生由美子 (編)『地方発多文化共生のしくみづくり』晃洋書房, pp.172-187
- 長沼豊 (1998)『ボランティア学習の概念と学習過程』日本図書刊行会
- 西浦功 (2018)「書評: 三谷はるよ著『ボランティアを生みだすもの——利他の計量社会学』」『福祉社会学研究』15巻, p.289-295
- 西口光一 (1999)「日本語教育と識字の接点を探る」『解放教育』381号, pp.83-90
- 西口光一 (2008)「市民による日本語習得支援を考える」『日本語教育』138号, pp.24-32
- 仁平典弘 (2011)『「ボランティア」の誕生と終焉〈贈与のパラドックス〉の知識社会学』名古屋大学出版会
- 日本語教育学会 (2008)『平成19年度文化庁日本語教育研究委嘱外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発 報告書』日本語教育学会
- 日本語教育学会 (2009)『平成20年度文化庁日本語教育研究委託 外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発 (「生活者としての外国人」に対する日本語教育事業——報告書)』日本語教育学会
- 野元弘幸 (1995)「社会教育における日本語・識字教育の現状と課題」『月刊社会教育』39号 (1), 国土社, pp.6-14
- 野山広, 山辺真理子, 簗野智紀, 河北祐子, 宮崎妙子, 伊東祐郎, 久保井康典 (2009)「地域日本語教室の5つの機能と研修プログラム——豊かな学びと人間関係づくりを目指して——」『シリーズ多言語 多文化協働実践研究』No.10, pp.84-99

- 深澤のぞみ, 中河和子, 松岡裕見子 (2006) 「地域在住外国人に対する日本語ボランティアの養成シラバス」 富山大学留学生センター紀要 5 (5), pp.1-15
- 文化庁 (2007) 「外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発 (『生活者としての外国人』に対する日本語教育事業)」
- 文化庁 (2022) 「地域における日本語教育の在り方について (報告)」 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93798801_01.pdf (2026年1月18日閲覧)
- 三谷はるよ (2016) 『ボランティアを生みだすもの——利他の計量社会学』 有斐閣
- 森実 (1999) 「特集 識字運動と日本語教室の現在 特集にあたって」 『解放教育』 No.381, pp.10-13
- 文部科学省 (2024) 「令和5年度報告 日本語教育実態調査 国内の日本語教育の概要」 https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/nihongokyoiku_jittai/kek-ka/mext_00002.htm (2026年1月18日閲覧)
- 山田泉 (2002) 「地域社会と日本語教育」 細川英雄 (編) 『ことばと文化を結ぶ日本語教育』 凡人社, pp.118-135
- 山田泉 (2018) 「『多文化共生』再考」 松尾慎 (編著) 『多文化共生人が変わる, 社会を変える』 凡人社, pp.3-50
- 山脇啓造 (2002) 「多文化共生社会の形成に向けて」 明治大学社会科学研究所 『ディスカッション・ペーパーシリーズ』 J-2002-5, pp.1-16
- 山脇啓造 (2009) 「特集: 日本における移民政策の課題と展望 多文化共生社会の形成に向けて」 移民政策研究 創刊号, pp.31-41
- Clary, E. G., Snyder, M. & Stukas, A. A. (1996) Volunteer Motivations: Findings from a National Survey, *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, 25, pp.485-505

Abstract

**An Interdisciplinary Reconsideration of Community-based Japanese
Language Education:
Perspectives from Human Rights, Policy, and Volunteer Studies**

SEI Yoko

This paper aims to reconsider community-based Japanese language education by connecting it with issues of human rights and research on volunteerism from an interdisciplinary perspective. Previous discussions of community-based Japanese language education have largely taken place within the field of Japanese language education, focusing primarily on language acquisition, including classroom management and learning support.

However, community-based Japanese language education differs from Japanese language education in educational institutions in that it has been characterized by its heavy reliance on volunteer activities by citizens. This paper first outlines the formation process of community-based Japanese language education, surveying how policy shifts and the increase in resident foreigners led to Japanese language support for foreign residents becoming a volunteer-dependent activity. Next, it addresses the phenomenon where the term “multicultural coexistence” has become increasingly ambiguous, leading to the loss of the human rights-related ideals originally inherent in the concept of “coexistence.” It then identifies commonalities between the insights accumulated in volunteer studies and community-based Japanese language education. In conclusion, it redefines the role of volunteers in community-based Japanese language education as contributors to mutual learning, essential for realizing a coexistence society.